

SDGs とは・廃食用油をリサイクルに

2015年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です

目標に向かってあなたの出来る事をしましょう。



廃食用油の出し方について

廃食用油は凝固剤で固めるか紙等にしみこませるかをすることにより可燃ごみとして出せますが、次の回収方法でリサイクルを行う事が出来ます。

店舗にてリサイクル（航空燃料(SAF)としてリサイクル）

- ① 各店舗にて「する油で空を飛ぼう」プロジェクト参加費（税抜き200円）をお支払いの上 専用ボトル（繰り返し使える）受け取ります
- ② 専用ボトルに廃食用油を貯めます
- ③ 店舗に設置してある回収ボックスに直接流しこみます
- ④ 回収できる店舗

グルメシティ糀谷店（西糀谷2-25-1）

京急ストア蒲田店（蒲田4-50-11）

食品館あおば本羽田店（本羽田2-3-1）

東急ストア大森店（大森北1-6-16アトレ大森内）

東急ストア蒲田プラザ店（西蒲田7-69-1 東急プラザB1）

東急プラザ上池台店（上池台5-23-5）

東急ストア久が原店（久が原2-21-4）

ピーコックストア石川台店（東雪谷2-5-11）

区施設でリサイクル（インクの原料としてリサイクル）

- ① ペットボトル等の廃油が漏れない容器に廃食用油を貯めます
- ② 指定の区施設の毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）11時～15時の間に設置されている回収ボックスに容器を立てた状態で入れてください（容器は返却されません）
- ③ 回収できる区施設

大森東特別出張所（大森南4-9-1）・大森西特別出張所（大森西2-16-2）

馬込特別出張所（中馬込3-25-5）・池上特別出張所（池上1-29-6）

新井宿特別出張所（中央1-21-6）・嶺町特別出張所（田園調布本町7-1）

田園調布特別出張所（田園調布1-30-1）・鶴の木特別出張所（南久が原2-30-5）

久が原特別出張所（久が原4-12-10）・雪谷特別出張所（東雪谷3-6-2）

千束特別出張所（北千束2-35-8）・六郷特別出張所（仲六郷2-44-11）

矢口特別出張所（矢口2-21-14）・蒲田東特別出張所（蒲田本町2-1-1）

糀谷特別出張所（西糀谷2-14-13）・羽田特別出張所（羽田1-18-13）

スマイル大森（大森北4-6-7）・大田区社会福祉センター（西蒲田7-49-2）

☆廃食用油以外の油は回収できません

☆液体以外の廃食用油は回収できません

☆事業所から出る廃食用油は回収できません